

教育委員会 12月定例会

教育長報告（1）

臨時代理の報告について（市議会定例会提出議案（訴えの提起について）に
同意することについて）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定
により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

2016年（平成28年）12月14日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田早苗

臨時代理書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任
等に関する規則第3条第1項の規定により、市議会定例会提出議案（訴えの提起に
ついて）に同意することについて、次のとおり臨時に代理する。

2016年（平成28年）11月23日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田早苗

提出する議案

別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

市議会定例会提出議案（訴えの提起について）に同意することについて
次のとおり訴えの提起について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、
原案に同意する。

2016年（平成28年）11月23日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を
作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

訴えの提起について

本市は、次のとおり訴えを提起する。

2016年（平成28年）12月 1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 当事者

原告 藤 沢 市

被告

2 事件名

求償金請求事件

3 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、金64,702,873円及びこれに対する2016年（平成28年）11月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

4 請求の原因（事件の概要）

- (1) 被告は、藤沢市教育委員会教育部学校給食課に勤務し、藤沢市立小学校などの学校給食の食材のあっせん及び各学校で購入した食材の代金支払などを目的とする藤沢市学校給食会（以下「学校給食会」という。）の事務局職員として、2009年（平成21年）4月以来、学校給食会の業務を担当していた。
- (2) 給食の食材代金は、各学校から学校給食会会長名義の預金口座（以下「本件口座」という。）に送金され、本件口座より各食材納入業者に支払われるが、本件口座の管理は被告に委ねられ、食材納入業者の口座宛に食材代金を振り込み、送金する業務をもっぱら被告が行っていた。
- (3) 被告は、学校給食課に着任した直後から、各学校より本件口座に送金された食材代金を横領し、よって2015年（平成27年）1月分から同年3月分ま

での食材納入業者1社への食材代金が未払となった。

(4) 従って、原告は、当該食材納入業者に対し、国家賠償法第1条第1項に基づき、2016年（平成28年）9月28日、未払金合計64,702,873円を支払い、同年10月7日、被告に対して、同条第2項に基づき求償金64,702,873円を同年10月31日限り支払うよう求めたが、被告は支払っていない。

(5) よって、原告は、被告に対し、求償金64,702,873円と2016年（平成28年）11月1日から支払済みまで年5分の割合の遅延損害金を支払うよう求める。

5 訴訟遂行の方針

判決の結果、必要がある場合は、上訴するものとする。

6 管轄裁判所

横浜地方裁判所

提案理由

本市が食材納入業者に支払った損害賠償金について被告に求償する訴えの提起をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること。